

松山市法定外公共物財産管理事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、松山市法定外公共物管理条例（平成14年条例第5号）第2条第1項に規定する法定外公共物について、境界確認協議等に関する事務取扱いを定めることを目的とし、法令等に特別の定めがある場合を除き、この要領に基づき適正に処理するものとする。

(境界確認)

第2条 法定外公共物に隣接する土地所有者から境界確認を求める協議があったときは、第1条第1項の規定により、境界確認協議を行う。

2 法定外公共物に隣接する土地所有者（以下「申請者」という。）は、法定外公共物との境界確認協議を求めるときは、境界確認協議申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

(1) 申請書及び添付書類の提出

申請者の確認

本人、相続人（相続関係証明書類）、委任を受けた者は委任状（別記様式第1号）で、正当な資格を有する者であることを確認する。

土地の全部事項証明、戸籍簿等により申請者が申請地の真正な所有者であることの確認を行い、複数の相続人が存在する場合は、委任状が提出された場合を除いて、相続人全員が申請者となる必要がある。

境界確認協議は、市と隣接地所有者間の所有権の範囲を定める私的契約と解されるので、境界確認の相手方（申請者）は当該民有地の所有者でなければならないが、隣接民有地が共有地の場合、当該共有地との境界確認を法的に有効に成立させるためには共有者全員との協議が必要であるため、委任状が提出された場合を除き、申請者は共有者全員の必要がある。

申請書は、関係課に各1部を提出させ、主管課において永年保存とする。

申請書及び添付書類に不備な点がある場合は、追加又は修正をさせることとする。

申請書が提出された際、土地家屋調査士等から過去の境界確認資料の写しを貸与してもらいたい旨の申出書（別記様式第2号）が提出された場合、速やかに申出のとおり資料を貸与し、立会が終了し、補正書類が整った段階で資料を返却させることとする。

添付書類について

- ・ 位置図 : 住宅地図等に申請地を明示し、方位を記入したもの
- ・ 公図 : 申請地を明示し、里道は赤色、水路は青色で着色したもの
公図が複数枚にわたる場合は、公図合成図を作成する。
- ・ 所有権を示す書類 : 原本と複写を申請人が持参した場合は、市職員が原本認証を行うことができる。

その他、申請地及び市有地は、土地の全部事項証明書（登記官認証印）又は複写したもので、土地家屋調査士等の原本を証明する職印のあるもの、登記情報提供サービスで取得した全部事項で、土地家屋調査士等の原本を証明する職印のあるもの、隣接地及び対面地は、上記以外に登記事項要約書（交付年月日の記載及び土地家屋調査士等の職印にて原本証明したもの）とする。

- ・ 幅員証明 : 申請地、隣接地、対面地に関わるもので畝順帳等に記載された事項とする。

畝順帳がない地域は、地元機能管理者としての幅員証明（里道、水路として現況等を勘案して判断）。ただし、不動産登記法第14条地図が整備されている場合は、幅員証明を省略することができる。

(境界立会后提出させる書類)

図面作成は、隣接地、対面地土地所有者及び地元機能管理者から承諾を取る前に、境界立会した担当者と次の事項に留意し、立会い時に確認したとおりであるかを事前に協議する。

・協議書 : 個人は署名押印(認印可)。法人は、法人名、事務所所在地、代表者肩書、代表者名を記入し、印鑑登録された法人登録印を押印する。

・平面図 : 縮尺は原則 1/250 以上とするが、範囲が広く図面作成上困難な場合は、別途協議を行う。

申請地、隣接地、対面地地番及び筆界を記したものの
付近の構造物等を記入した現況平面図であること
境界点No.及び境界標の記載(市界標、会標、鋳、プラ杭等)
平面図上に基準(準拠)点及び座標一覧表を記載する。
過去に境界確認協議が整っており、その官民境界に変更が無い場合は、確認番号と日付を記載する。

・横断面図 : 縮尺は原則 1/50 以上とするが、範囲が広く図面作成上困難な場合は、別途協議を行う。

断面箇所は、協議により決定する。
申請地からの里道、水路の実測値を記入したものの
断面位置によっては、測点No.を記載する。

・丈量図 : 縮尺は原則 1/250 以上とするが、範囲が広く図面作成上困難な場合は、別途協議を行う。

部分査定等、提出困難な事情がある場合には、別途協議を行う。

平面図、断面図、丈量図には図面作成者の事務所所在地、職名、作成者名、電話番号、職印、申請所在地を記載させる。

・写真 : 断面図に合わせた遠景、境界標等を設置している場合は、その境界標等が分かる近景で、原則として、横断面の両端

にポール等を立て現況が明瞭に撮影されたもの。

申請地及び隣接・対面地の地番，並びに里道・水路等の名称を記載したもの

準拠点写真（遠景及び近景）

・承諾書 : 承諾書（別記様式第3号）に，地元機能管理者，隣接地土地所有者，対面地土地所有者の署名押印（個人の場合は認印可）したものに平面図及び断面図に割印したもの。

個人は，住所，氏名，法人は，法人名，事務所所在地，代表者肩書，代表者名，地元機能管理者は，職氏名を記入する。

署名された住所と登記上の住所が相違する場合は，その変遷が分かる書面等，法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書を提出させる。

住民票等でも変遷が繋がらない場合等は，関係地の課税又は納税証明書若しくは土地家屋調査士等の報告書により対応する。

法人印は印鑑登録された法人登録印を原則とするが，認印の場合は土地家屋調査士等から当該法人が承諾を行った以下の内容を記載した報告書を提出することにより，対応可能とする。

① 立会日，立会人の氏名及び当該法人における役職

② 当該法人への承諾を土地家屋調査士等が依頼した内容
（依頼日，応対した法人の担当者，担当者への説明内容）

③ 当該法人から承諾書を受領した際の内容
（受領日，引き渡しを行った法人の担当者）

（2）隣接地，対面地土地所有者の承諾について

原則，隣接地，対面地土地所有者全員の承諾はすべて必要である。

ただし，次の場合は個別協議により，省略又は一部承諾を省略することがで

きるが、下記③及び④は、第9条規定の申請人が国又は地方公共団体等に限る。

- ① 過去に境界確認協議が行われている場合で、その境界が現地において確認できるもの。
- ② 対面地側に測量図のない松山市名義がある場合で、申請地（測量対象地）と対面地が共に将来、道路後退を生じることのない幅員（現況4メートル以上の道路幅員）を有しており、里道、水路等は畝順帳等の幅員が確保され、対面地側は道路構造物が明確であること。
- ③ 立会署名簿又はそれに準じるものにより対面地承諾を必要とする関係土地所有者が境界について異議がないことを確認できる場合。
- ④ 第9条第1項に規定する写真（同項に規定する方法により撮影したものに限り。）により対面地承諾を必要とする関係土地所有者が境界について異議ないことを確認できる場合。
- ⑤ 土地所有者が共有名義で複数人おり、所在不明又は押印交渉することが困難な場合、又は相続人が複数人おり、所在不明又は押印交渉することが困難な場合においては、土地所有者の中から実質当該地を管理している者1名の承諾で認めることとするが、その場合の必要条件として、
 - ・ 相続が発生している場合は、相続関係説明図及び戸籍謄本等の提出
 - ・ 土地家屋調査士等からの報告書の提出
 - ・ 評価証明書又は納税証明書により管理状況が確認できる場合は、その資料の提出。ただし、資料が提出できない場合は、土地家屋調査士等が確認し、報告書を提出することで対応可能とする。その他については、その都度協議し決定する。
- ⑥ 対面地について

ア 対面地承諾書は、現地で対面地土地所有者が境界について承諾したことを市職員が確認できれば、省略することができる。対面地土地所有者が境界を承諾したことを確認する方法は、現地で市職員が口頭等で直接確認を行うこと、さらに立会者名簿や現地で土地所有者が境界を確認したことが分かる写真等の資料で行うものとする。当日立会に参加できなかった対面

地土地所有者についても、対面地承諾書、またはそれに代わる資料（立会者名簿や写真）により確認すること。

イ 対面地土地所有者から承諾が得られない場合、原則、境界確認協議を締結することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合で、かつ、対象の境界が現地の状況や関係資料等から妥当であると判断される場合は、境界確認協議の締結を行うことができる。

なお、この判断は、関係課で十分協議をしたうえで決定するものとする。

⑦ 地籍調査の暫定成果の交付地区について

地籍調査は完了していないが、閲覧手続きが完了し暫定成果の交付が受けられる地区において、以下の要件を満たす場合、市の立会は必要とするが、隣接地及び対面地土地所有者、並びに地元機能管理者の立会及び承諾は省略することができる。

- ・ 地籍調査の閲覧手続きの結果、関係者間の境界について異議がない場合
- ・ 提出された暫定成果と現地の状況の整合性が確認された場合

(3) 現地立会の日時、立会人等の協議について

- ① 現地立会の日時は、原則として申請書の提出後、1週間以内に決定し、申請者に通知する。
- ② 立会人には原則として申請者より立会の依頼をする。

(現地立会いの留意事項)

- ③ 現地立会の注意すべき主な事項は、次のとおりであり、所有権の範囲にかかわる協議であるため、慎重な対応が求められること。
 - ア 公図、地籍図等により申請地と市有地が隣接していることの確認
 - イ 申請地の隣接地、対面地の位置関係、所有者等の確認
 - ウ 過去の申請地、隣接地等の境界確認実績の有無の確認
 - エ 申請目的の確認及び境界確認後の用途廃止等事務の必要性の有無
 - オ 現地と公図との整合性等の調査及びこれが明確でない場合の資料等の収集
 - カ 法定外公共物としての機能の有無、用途廃止手続の必要性及び取得時効

の主張への対処

キ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等の適用区域内であるかの確認

ク 係争事実の有無の確認（係争地であれば特に慎重な調査を必要とし、閉鎖されている公図・登記簿，道路等の改修図，道路等の台帳，改良区・水利組合等の資料，使用許可書等の資料の収集・確認を行うこと。）

（4）申請者からの意見聴取

- ① 申請者に十分意見を述べさせ，その主張する境界の根拠を明らかにさせること。
- ② 現地の立会は，申請者本人の立会が望ましいが，本人が立ち会えない場合でも立会人が法的に認められる代理人であれば有効であること。

（5）境界確認の注意点

- ① 境界の確認は，対等の立場での公正な判断に基づき実施し，市側の一方的な判断又は押しつけをすることのないよう注意すること。
- ② 法定外公共物の境界確認は，市長と隣接土地所有者とが対等の立場で協議し，両者の合意により成立する私法上の契約行為であると解され，行政処分ではないとされていること。したがって，実務の事務処理上，申請主義をとっているとしても，これは便宜上行っているものであり，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象とならないとされていること。

（6）現地立会の基準

- ① 現地では，関係者立会の上，付近の地形，地物，前後の見通し，立会人の意見等を斟酌して，公正妥当な境界を見出すよう努めること。

また，法定外公共物の境界は，原則として次の基準で判断すること。

ア 水路の隣接地が地上げされている場合は，水路の側壁の角度に注意すること。

イ 未改良の堀切り里道の場合は，その側壁は里道工作物に含まれない場合が多いこと。

ウ 畝順帳等に記載されている幅員には，水路の砂揚場，提塘等及び里道の

「のり」等が含まれている場合があります、注意すること。

- ② 申請者又は立会人との意見対立により、境界の協議ができない場合もありうるが、協議を急ぐために不本意に申請人等の主張に迎合することのないよう留意すること。

(7) 境界標の設置

協議が成立した境界には、関係者立会いの上、当該境界を明らかにするため所要箇所に境界標を設置する。(申請者により境界標を設置)

(8) 公図混乱地区の境界確認方法

一定の地域全体について、公図上の位置及び区画と現況の位置及び区画が大幅に相違する公図混乱地区は、里道及び水路の位置、形状やその隣接土地所有者が公図上から特定できない場合があります、境界確認が困難な場合が多いため、同地区における境界確認方法は、公図訂正等その後の事務処理上、地域全体の土地所有者が現在の区画による境界について今後とも異議のない旨同意する集団和解方式を採るものとする。

申請人が地図の訂正を行う場合において、市の同意を求めるときは地図訂正同意願(様式第3号)を提出させるものとする。なお、同意にあたっては以下の点に留意する。

- ア 公図が混乱した原因を明確にすること。
- イ 里道及び水路の現況、以前の利用状況、古文書、航空写真等資料、古老の証言等を調査すること。
- ウ 里道及び水路の位置及び形状について、現公図、旧公図、地元資料(畝順帳、野取り図等)、現況、従前の姿等を比較検討し、本来の在るべき筆界をできるだけ明確に把握するよう努めること。
- エ 当該地区の公図上や現況の里道及び水路に隣接している土地所有者及び地元機能管理者の承諾を得ること。

(9) 後日の紛争防止策について

- ① 境界標の設置
- ② 隣接地所有者が署名押印した書類の作成

- ③ 隣接地所有者以外の立会人等関係者の氏名，証言等の記録
- ④ 関係者に示した図面等関係書類の保管
- ⑤ 境界確認協議に至らない，隣接所有者からの位置確認要請又は法定外公共物の改修の際の現地立会いのみの確認行為の場合でも，立会日時，立会者等関係者の氏名，証言，現地の図面，写真等を記録・保管しておくこと。

(10) 境界確認経費の負担

官民境界確認に必要な経費は，申請者が境界確認協議申請書を提出する際，自己の所有に係る土地の測量及び関係図面を添付することが必要であるため，申請者の負担分に充当させる。

- 3 前項の各号に掲げる書類が提出されたときは，その内容を確認し，補正平面図，断面図に境界線を朱線で明示し，境界確認協議書（様式第2号）に付して，申請者の署名押印の上，課長決裁により，市長印を押印し，2部作成の上，1部を申請者に交付する。

(申請書等の返戻)

第3条 申請書が提出され，立会日の翌月1日から6カ月を経過するまでの間，補正書類，境界確認協議遅延理由書（別記様式第4号）または境界確認協議申請取下書（様式第4号）の提出がない場合は，決裁により境界確認協議不調通知書（様式第5号）と申請書の原本を添付し返戻する。

- 2 前項の境界確認協議遅延理由書の取り扱いについて，特別な理由がある場合は，不調期限の1カ月前までに同理由書の提出により，6カ月の不調期限を延長することができる。ただし，再延長は認めないため，不調とする。
- 3 補正書類等は提出されているが，その書類が不備にも関わらず何ら是正措置（1カ月以内）を講じないと判断される場合は，同条第1項の規定と同様の取り扱いにより返戻する。

なお，立会等を行っておらず特別な事情がない場合は，そのまま申請書類等は

返戻する。

(境界確認証明)

第4条 第2条第3項の規定により境界確認協議書を交付された者が、当該書類の紛失等により再度境界確認協議書が必要となったときは、証明願（様式第6号）の提出によりその内容を証明する。

ただし、証明書の交付は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、当該証明地の現在の土地所有者に対して行うこと。

- 2 証明書の交付を受けた者は、松山市手数料条例第2条第1項第175号（令和7年4月1日以降は第174号の6）の規定により、遅滞なく証明手数料を納付しなければならない。

(書類の閲覧)

第5条 境界等に関する書類の閲覧は、個人情報に十分留意して行う。

- 2 前項に関して、閲覧者が当該書類の複写を希望する場合は、松山市情報公開条例に基づき総務部文書法制課により公開する。

(境界確認の再協議)

第6条 境界確認協議は、民法上の契約行為であり、境界確認協議の成立によって契約が締結されたものと解するため、創設的な法律効果が生じ、原則としては、再度境界確認協議を行う必要はないが、明らかに協議境界について疑義があると認められる場合は、関係者全員の合意により再協議できるものとする。

(復元点確認)

第7条 過去に境界確認協議が成立した土地について、申請人から復元点確認の申請があった場合は、以下の必要書類を提出させて復元結果が妥当と認められるときは、復元点確認申請受付簿に記載した受付番号、確認日及び確認者を口頭にて回答する。

(必要書類)

- ・位置図
- ・公図
- ・地積測量図または地籍調査の一筆図
- ・(分筆に伴う新点の確認の場合) 分筆後の地積測量図
- ・復元結果の写真(基準点, 境界点)
- ・復元点誤差表(既知成果と実測成果の比較表)
- ・松山市有地が有地番の場合はその土地の全部事項証明書(登記官認証印)又は複写したもの
- ・その他市長が必要と認める書類

(確認済線の確認)

第8条 申請者が前条の復元点確認ではなく、書面にて確認を求めるときは、確認済線の確認申請書(様式第7号)の提出を受け、決裁により、確認済線の確認通知書(様式第8号)を申請人に通知する。

(国等が関与する境界)

第9条 境界確認協議の申請人が国又は地方公共団体等であり、公共工事等に係る用地買収等に関するときは、個別協議(基本的に公嘱協会委託分のみ)により、平面図、断面図に隣接、対面地土地所有者の承諾及び図面への割印を省略し、それに代わる書類(帯図、写真等)を国又は地方公共団体等に提出させることができる。

2 境界確認協議書には、課長決裁により、境界確認回答書(様式第9号)又は関係書類への課長及び現地立会担当者の記名押印により、境界確認協議が整ったものとする。

3 前項は、松山市の公共工事等に係るものについても同様の取扱いとする。

4 国等の申請であっても、申請書類の精査、立会等の結果によって、将来財産管理上支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、第2条にかかる申請と同様の

取扱いとする。

(国等が隣接，対面地の取扱い)

第10条 申請地と隣接した法定外公共物の境界確認を行う場合で，対面地が県河川等の場合は，河川の管理境が明確でない場合が多いため，対面同意を必要とする。そのため県に対して，市長名により隣接地承諾願（様式第10号）を提出し，法定外公共物と河川区域境を明確にする。

国管理の河川が対面地となる場合は，国及び市担当者の立会時に境界を確認したことがわかる書類をもって，法定外公共物と国管理地境が明確にされたと判断し，隣接地承諾願等の書類は省略する。

- 2 県道の場合は，対面同意は不要とする。
- 3 財務事務所所管財産が，対面・隣接地の場合は，平成17年1月24日付け松財管第311号の「法定外公共物にかかる機能の有無について」により，松山市及び地元による現地立会時において，機能を有している範囲を確認しているために，同意は不要とする。
- 4 対面地が県名義となっている場合は，所有権境を明確にする必要があるため，同意を必要とする，同条第1項の取扱いとする。
- 5 国道等が隣接地となる場合，国から隣接地承諾書を求められるため，その場合は，申請者に隣接地承諾願（様式第11号）について，立会を基に作成した協議図面とともに提出させ，決裁により，隣接地承諾書を交付する。また，財務事務所所管財産についても同様の取扱いとする。

(機能有無証明)

第11条 国有財産特別措置法第5条第1項第5号により，譲与を受けなかった機能喪失財産について，四国財務局松山財務事務所長通知の平成17年1月24日付松財管第311号により，当該財産の取扱いは，法定外公共物にかかる機能の有無について（様式第12号）を提出させ，機能管理担当課及び地元機能管理者の承諾により，法定外公共物にかかる機能の有無について（様式第13号）を申

請人に交付する。この証明書は、国からの通知事項による事務取扱いのため、証明手数料は徴しないこととする。

- 2 機能喪失として、譲与を受けなかった財産のうち、現地確認等で機能維持財産として認められるものは、国に対して譲与手続きを行うこととする。
- 3 公図、旧図等には記載はないが、畝順帳等に記載があり、現地にも公共用財産として機能していると判断される場合で、国から譲与を受けてない場合は、申請者等の申出に基づく地図訂正により公図に記載の上、譲与手続きを行う。

(使用許可事務)

第12条 法定外公共物の使用許可事務は、松山市法定外公共物管理条例（以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）によることとする。

(使用許可基準)

第13条 条例第4条及び規則第2条による使用許可基準については、法定外公共物が適正で公平に利用され、正常な機能を維持し、快適で安全な生活環境の保全を図ることを目的とし、別に定める法定外水路使用許可運用指針（平成18年4月）によるものとする。

(使用許可条件)

第13条の1 原則、工事完了後に工事写真を提出させることを使用許可の条件とし、提出する写真は法定外公共物使用許可工事写真撮影要領で定めるものとする。

(用途廃止)

第14条 法定外公共物の用途を廃止しようとする者は、用途廃止申請書（様式第14号）に次の各号に掲げる書面を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

(1) 位置図：住宅地図等に申請地を明示したもの

(2) 公 図：里道は赤色、水路は青色で着色し、用途廃止財産を明示すること

- (3) 平面図，丈量求積図：用途廃止にかかる部分で縮尺1／250以上のもの
 - (4) 横断面図：用途廃止にかかる部分で縮尺1／50以上のもの
 - (5) 承諾書：地元機能管理者，用途廃止しようとする財産に接するすべての土地所有者（路線の一部廃止は，路線の起点から終点まで接する土地所有者）
 - (6) 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書，登記要約書等
 - (7) 現況写真その他参考資料（土地利用計画書又は計画図等）
 - (8) 境界確認協議書の写し
 - (9) 印鑑証明書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 用途廃止の申請については，用途廃止をしようとする法定外公共物の境界確認協議が完了し，境界確認協議書の交付を受けたもの以外は受付しないこととする。

(用途廃止の要件)

第15条 用途廃止は，次に掲げる場合で，機能管理担当課，農業委員会及び地元機能管理者等の関係機関が支障ないと認め，かつ，用途廃止後の土地利用が有効に図れると判断される場合に用途廃止決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

- (1) 宅地造成等により公共物として存置する必要性がなくなった場合
 - (2) 公共物の代替施設を設置したため，公共物として不用となった場合
この場合においては，代替施設の寄付申込書を同時に提出させる。
 - (3) その他法定外公共物の実態からみて，公共物としての機能を失っており，存置することが適当でないと認められる場合
- 2 前項第2号に関して，代替施設の設置が必要となる場合は，用途廃止申請前に関係課と代替施設の構造等について協議を行うこととし，協議済を確認の上，用途廃止申請及び寄付申込書を受付することとする。
- 3 用途廃止の申請人は，法的に申請人を特定するものではないが，処分することが前提であるため，処分の際に随意契約の相手方となりうる隣接土地所有者，借

地権者等が申請人となることが原則である。ただし、隣接土地所有者等が売買契約等を締結している場合は、この限りではない。

(寄付申込)

第16条 法定外公共物の用途廃止を行うため設置した代替施設若しくは、松山市に、公共の用に供される里道の拡幅敷地又は水路敷地を寄付しようとする者は、地元機能管理者が適正に管理できると判断し、関係課との協議が整った後に、寄付申込書（様式第16号）に次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

また、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱（平成20年3月17日要綱第10号）に係る後退予定用地については、寄付申込書（様式第16号の1）に狭あい道路等事前協議済み書（第2号様式）一式の写しを添付し、提出しなければならない。

- (1) 位置図：住宅地図等に申請地を明示したもの
- (2) 公 図：里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示したもの
- (3) 地積測量図：寄付しようとする土地の地積測量図
- (4) 土地の全部事項証明書：寄付しようとする土地
- (5) 登記承諾書
- (6) 印鑑証明書1通（用途廃止申請時に添付の場合は不要）
- (7) 現況写真：寄付する部分が明確にわかるもの
- (8) その他：寄付申込者が法人の場合は、法人登記簿を添付する。
- (9) 地元機能管理者が、機能管理を行う旨の承諾書及び寄付用地の平面図、断面図、縦断図等
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 法定外公共物の用途廃止にかかる代替施設は、従前の施設より機能的にも財産的にも価値が同等以上のものとする。また、従前水路の代替施設について、暗渠についても認めるが、水路の構造等は、関係課と協議する。

3 寄付する財産は、所有権以外の権利が設定されていないこと。

4 寄付する財産に係る所有権移転登記以外は、寄付申込をする者の負担とする。

5 前項に関して、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱に基づき寄付を受ける場合は、市の負担により、調査測量、分筆登記等を行い所有権移転する。

(受納書の作成)

第17条 寄付申込について、寄付を受けることにより市民の利便性が図れると判断されるときは、嘱託登記により所有権移転の手続きを行い、所有権移転の完了後に受納書（様式第17号）を交付する。

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱（平成20年3月17日要綱第10号）に基づき寄付を受ける場合は、前条第5項により調査測量を行い、嘱託登記により所有権移転の手続きが完了した後に、受納書（様式第17号の1）を交付する。

(用途変更)

第18条 法定外公共物の用途を他の用途に変更する場合の申請は、法定外公共物の用途変更申請書（様式第18号）とし、次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

- (1) 位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- (2) 公 図：里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示したもの
- (3) 地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので、縮尺1／50以上）
- (4) 地元機能管理者の承諾書
- (5) 隣接土地所有者の承諾書
- (6) 畝順帳等の幅員証明
- (7) 関係する土地の全部事項証明書等
- (8) 現況写真
- (9) その他参考資料

2 用途変更は、公図上は水路であるが、現況道路として使用されている場合等、現に公共の用に供している機能を有する箇所を対象とするが、廃止及び売払いについても考慮し、地元機能管理者及び関係課等の意見等により決定する。なお、

公共の用に供していない機能を喪失している箇所は、用途変更の対象とはならず、用途廃止及び売払いで対応する。

3 用途変更を承認する場合は、関係課と協議の上、用途変更承認書（様式第19号）により行う。

（他法令等に係る承認事務）

第19条 他法令及び法定外公共物の承認事務取扱いについては、次の各項による。

2 都市計画法第32条の同意申請

都市計画法（以下この項において「法」という。）第29条の規定に基づく許可を要する開発行為の開発区域内に法定外公共物を含める場合の法第32条の規定に基づく同意は「都市計画法に基づく許可を要する開発行為に伴う国有財産である公共施設の取扱いについて」（昭和47年8月1日付建設省会発第686号）に準じるものとし、法第32条の規定に基づく同意申請書（様式第20号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

同意については、関係課等と協議の上、同意書（様式第21号）により承認する。

- (1) 管理予定者との協議経過書
- (2) 位置図及び法務局公図の写し
- (3) 平面図、丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上）
- (4) 承諾書

【法第40条第1項の相互帰属の場合】

- ・地元機能管理者（用途廃止及び代替施設に関して機能管理を行う旨の承諾）
- ・用途廃止しようとする財産に接する土地所有者
- ・路線の一部用途廃止の場合は、路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし、起点終点が公道に接続している場合とする。

【法第40条第2項の帰属の場合】

- ・地元機能管理者（帰属する施設に関して機能管理を行う旨の承諾）

【法定外公共物の一部を将来松山市が管理する施設に含めて開発する場合】

・地元機能管理者

- (5) 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書
- (6) 申請人が法人の場合は、法人登記簿又は資格証明書
- (7) 申請地にかかる売買契約書等の写し
- (8) 境界確認協議書の写し
- (9) 現況写真
- (10) 開発行為に関する事前協議資料の写し（同意書、事前協議書、公共施設等概要書）
- (11) その他市長が必要と認める資料

(相互帰属関連)

・法第40条第1項は、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置される場合をいい、その構造、規模等が同一であることを要せず、従前の公共施設が複数であってもこれらを単一の公共施設にまとめて整理する場合も含まれ、また、従前の公共施設とこれに代わるべき新たな公共施設の面積が同一であることを要しないと規定されているが、市の事務処理方針として、市に帰属する土地面積は、開発行為の許可を受けた者に帰属する土地の面積と同程度以上あることとする。

また、市に帰属する土地の面積より開発行為の許可を受けた者に帰属する土地の面積が多いときは、その超えた土地について売払い等により処分することとする。

・事務処理について

法第36条第3項に規定する開発行為に関する工事が完成したときは、開発行為申請者から公共用財産の帰属申請書（様式第22号）及び公共用財産の管理引継ぎ申請書（様式第23号）を提出させることとする。

申請者は従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合は、登記原因を法第40条1項による相互帰属によるものとして表題部登記を行

い、新たな公共施設の用に供する土地の登記承諾書を市に提出するものとし、市においては、速やかに市に帰属する土地の嘱託登記申請を公告日の翌日付で行うものとする。

3 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定に伴う法定外公共物の併用承認申請

建築基準法第42条第1項第5号に基づき法定外公共物と民有地を合わせて幅員4メートルの私道位置指定に伴う法定外公共物の併用承認を行う場合は、法定外公共物の併用承認申請書(様式第24号)に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

併用を承認する場合は、関係課と協議の上、併用承認書(様式第25号)により行うこととする。

- (1) 位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- (2) 公 図：里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの
- (3) 地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- (4) 地元機能管理者の承諾書
- (5) 隣接土地所有者の承諾書
- (6) 境界確認協議書の写し
- (7) 関係する土地の全部事項証明書
- (8) 現況写真
- (9) その他参考資料

全体の土地所有者が現在の区画による境界について今後とも異議のない旨同意する集団和解方式を採るものとし、法定外公共物の管理においては、次のように取扱う。

ア 併用する法定外公共物と民有地との境界確認協議を行い、関係書類作成の上、その境界が図面から復元可能にできること。

イ 法務局の公図上、水路敷地となっている場合は、財産及び機能管理上支障

があるため、暗渠にして縦断併用することは、認めないこととする。ただし、市道認定され道路法が適用される予定の道路及び建築指導課所管等、一体となる道路が市に帰属される場合は、水路を暗渠とし道路として併用することを認めることとする。

ウ 現に水路はなく里道として公共の用に供している場合等、水路敷地を廃止して里道とする場合は用途変更により処理すること。

4 法定外公共物工事施工願

里道等の掘削等を行なう場合や、宅地造成等により法定外公共物を改修する場合は、法定外公共物工事施工願（様式第26号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

承認については、関係課等と協議の上、法定外公共物工事承認書（様式第27号）により承認することとする。承認条件として、工事中における里道の利用、水路の流水等が阻害されない措置を講じること並びに工事完成後に工事完成届及び工事写真を提出させることとし、提出する写真は法定外公共物工事施工承認写真撮影要領で定めるものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 位置図（該当地を赤色で表示のこと）
- (3) 公 図（里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示したもの）
- (4) 平面図、断面図等
- (5) 地元機能管理者の承諾書
- (6) 隣接土地所有者の承諾書
- (7) 畝順帳等の幅員証明
- (8) 関係する土地の全部事項証明書等
- (9) 現況写真
- (10) その他参考資料

5 土地改良法第5条第6項の規定に基づく法定外公共物の地区編入承認申請

土地改良区が土地改良法第5条第6項及び土地改良法施行規則の規定により、市所有の里道、水路等の敷地を含めて土地改良事業の施行に係る地域を定めるに

は、当該法定外公共物を管理する所管課における承認が必要である。

承認を受けようとする場合は、承認申請書（様式第28号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

承認については、関係課等と協議の上、承認書（様式第30号）により承認する。

- (1) 位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- (2) 公 図：里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの
- (3) 土地改良事業計画概要書
- (4) 新旧対照実測平面図
- (5) 代替施設に係る土地の全部事項証明書
- (6) 地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- (7) 地元機能管理者の承諾書
- (8) 隣接土地所有者の承諾書
- (9) 畝順帳等の幅員証明
- (10) 関係する土地の全部事項証明書等
- (11) 現況写真
- (12) その他参考資料

6 土地区画整理法第7条及び第17条の承認申請

個人又は数人で共同して土地区画整理事業を施行しようとする者で、土地区画整理法第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、法第7条の規定により宅地以外の土地を施行地区に編入する場合には、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

承認を受けようとする場合は、承認申請書（様式第29号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部が提出しなければならない。

承認については、関係課等と協議の上、承認書（様式第30号）により承認することとする。

- (1) 土地改良法第5条第6項の法定外公共物の承認申請書に添付する書類に準じ

る。

(2) 施設管理予定者との協議経過書

7 都市再開発法第7条の12, 第12条, 第53条及び第58条の関連事項について

個人又は数人で協同して若しくは組合が行う第1種市街地再開発事業について認可申請しようとする者は, あらかじめ, 事業施行地区内にある公共施設管理者の同意を得なければならない。

地方公共団体等が市街地再開発事業の事業計画を定めようとするときは, あらかじめ, 事業計画につき, 施行地区内にある公共施設管理者, 当該事業の施行により整備される公共施設管理者等と協議しなければならない。

8 新住宅市街地開発法第26条関連事項について

施行者は, 施行計画又は処分計画を定め, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 関係する公共施設管理者等と協議しなければならない。

9 その他

地方公共団体等が施行する土地区画整理事業及び流通業務市街地整備事業について, 公共施設が事業区域内に含まれる場合, 公共施設管理者の承認等は法的要件とはされていないが, 実務的には事前協議が必要である。

(土地所有者等が変更になった場合)

第20条 すべての申請について, 申請中に何らかの事情により土地所有者が変更となり, 新土地所有者に手続きが引き継がれる場合は, 本届けまでに行われている内容の全てを前土地所有者から引き継いだことが分かる旨を申請書に記載し, 関係課に提出することとする。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年7月1日改正

平成22年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和元年5月1日改正

令和3年4月1日改正

令和7年3月1日改正

松山市法定外公共物財産管理事務取扱要領 様式一覧

《様式》

番号	名称	様式	要領の条項
1	境界確認協議申請書	様式第1号	第2条第2項
2	境界確認協議書	様式第2号	第2条第3項
3	地図訂正同意願	様式第3号	第2条第2項
4	境界確認協議申請取下書	様式第4号	第3条第1項
5	境界確認協議不調通知書	様式第5号	第3条第1項
6	証明願	様式第6号	第4条第1項
7	確認済線の確認申請書	様式第7号	第8条
8	確認済線の確認通知書	様式第8号	第8条
9	境界確認回答書	様式第9号	第9条第2項
10	隣接地承諾願（県管理地）	様式第10号	第10条第1項
11	隣接地承諾願（国管理地）	様式第11号	第10条第5項
12	機能有無証明申請書	様式第12号	第11条第1項
13	機能有無証明書	様式第13号	第11条第1項
14	用途廃止申請書	様式第14号	第14条第1項
15	用途廃止決定通知書	様式第15号	第15条第1項
16	寄付申込書	様式第16号	第16条第1項
16-1	寄付申込書（狭あい道路）	様式第16号の1	第16条第1項
17	受納書	様式第17号	第17条
17-1	受納書（狭あい道路）	様式第17号の1	第17条
18	用途変更申請書	様式第18号	第18条第1項
19	用途変更承認書	様式第19号	第18条第3項
20	同意申請書（都市計画法第32条）	様式第20号	第19条第2項
21	同意書（都市計画法第32条）	様式第21号	第19条第2項
22	公共用財産の帰属申請書	様式第22号	第19条第2項
23	公共用財産の管理引継ぎ申請書	様式第23号	第19条第2項
24	法定外公共物の併用承認申請書	様式第24号	第19条第3項

25	法定外公共物の併用承認書	様式第25号	第19条第3項
26	法定外公共物工事施工願	様式第26号	第19条第4項
27	法定外公共物工事承認書	様式第27号	第19条第4項
28	承認申請書（土地改良事業）	様式第28号	第19条第5項
29	承認申請書（土地区画整理事業）	様式第29号	第19条第6項
30	承認書 （土地改良事業・土地区画整理事業）	様式第30号	第19条第5項, 第6項

《別記様式》

番号	名称	様式	要領の条項
1	委任状	別記様式第1号	第2条第2項
2	申出書	別記様式第2号	第2条第2項
3	承諾書	別記様式第3号	第2条第2項
4	境界確認協議遅延理由書	別記様式第4号	第3条第1項

(様式第1号)

年 月 日

松山市長

申請者 住 所
氏 名

連絡先 職氏名
電話番号 ()

法定外公共物（里道・水路）と隣接地との境界確認協議について（申請）

私所有の下記土地について、隣接の市所有の法定外公共物との境界を調査のうえ、その境界を確認協議されるよう申請します。

記

1. 申請にかかる土地の表示

(1) 所在地

(2) 地 目 (台帳)
(現況)

(3) 地 積 (台帳) m²

2. 立会人（土地改良区等）

3. 境界確認協議を必要とする理由

4. 申請地に対する隣接、対面土地の表示

地 番	台 帳 の			土 地 所 有 者	
	地 目	地 積	所有者名	住 所	氏 名

5. 添付書類 ①位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
②法務局公図の写し（里道は赤色, 水路は青色で着色し申請地を明示すること。）
③畝順帳等による法定外公共物の幅員証明書（土地改良区長等の証明）
④関係する土地の全部事項証明書, 要約書等
⑤ 隣接, 対面土地所有者及び地元機能管理者の承諾書
⑥平面図（縮尺1／250以上）, 横断面図（縮尺1／50以上）
丈量求積図（縮尺1／250以上）
⑦現況写真その他参考資料（隣接, 対面土地等の地積測量図）

注) 境界立会后, 平面図, 断面図等を作成し, 関係者から承諾を得る前に市担当者と協議すること。

(様式第3号)

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名

連絡先 職氏名
電話番号 ()

地 図 訂 正 同 意 願

下記の土地について、松山地方法務局へ地図訂正の申出をしたく、添付図面のとおり地図訂正することを同意願います。

記

1. 地図訂正する土地の表示
松山市
2. 隣接する松山市所有地
3. 添付書類
 - ① 位置図（住宅地図等に申請地を明示すること）
 - ② 地図または地図に準ずる図面
 - ③ 訂正前後の図面（2部）
 - ④ 所有権を示す書類（土地所有者等の確認）
 - ⑤ 地積測量図等参考となる資料
 - ⑥ 地図訂正の関係地権者及び地元機能管理者の地図訂正承諾書の写し

上記土地について、地図訂正することに同意します。

松 () 第 号
年 月 日
松山市長

(様式第4号)

年 月 日

松山市長

申請者 住所

氏名

連絡先 職氏名

電話番号 ()

法定外公共物（里道・水路）の境界確認協議申請の取下について

年 月 日付で申請書を提出しておりましたが、今回都合により

下記申請を取り下げたく申出します。

記

1. 申請地
松山市 町 番
2. 受付年月日
年 月 日
3. 受付番号
松 () 第 号
4. 取下理由

注) 立会後の平面図、断面図等を作成の場合は提出すること。

(様式第5号)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長
(課 扱 い)

境界確認協議不調通知書

このことについて、 年 月 日付にて貴殿から境界確認協議申請書
が提出され、 年 月 日に現地立会いたしました。

しかし、貴殿より関係書類の提出がなされなかったため、松山市法定外公共物財産
管理事務取扱要領第3条第1項により、境界確認協議が不調となったことを通知し
ます。

記

1. 申請地
松山市 町 番
2. 受付年月日
年 月 日
3. 受付番号
松（ ）第 号

(様式第6号)

年 月 日

松山市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先 職氏名

電話番号

証 明 願

私所有の下記土地と隣接の市所有の法定外公共物（ ）との官民境界については、年 月 日付 第 号をもって確認済みであることを証明願いたく申請します。

記

申請にかかる土地の表示

上記願出の申請については、相違ないことを証明します。

年 月 日

松山市長

- ・添付書類
- ・提出部数正本副本各 1 部
 - ・位置図（住宅地図等）
 - ・公図
 - ・土地の全部事項証明書

(様式第7号)

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名

連絡先 職氏名
電話番号 ()

確認済線の確認申請書

私所有の下記土地について、隣接の市所有の法定外公共物 () との境界確認済線を調査のうえ、その境界を確認されるよう申請します。

記

1. 境界確認日または国土調査実施地区名
(境界確認日) 年 月 日
(国土調査実施地区名) 地区

2. 申請にかかる土地の表示

(1) 所在地

(2) 地目 (台帳)

(3) 地積 (台帳) m²

3. 確認済線の確認を必要とする理由

4. 添付書類

- ①位置図（住宅地図等に申請地を明示すること。）
- ②地図または地図に準ずる図面（里道は赤色，水路は青色で着色し申請地を明示すること。）
- ③申請地の地積測量図または地籍調査の一筆図
- ④平面図（縮尺1／250以上）（2部）
- ⑤復元結果の写真（基準点，境界点）
- ⑥復元点誤差表（既知成果と実測成果の比較表）
- ⑦松山市有地が有地番の場合はその土地の全部事項証明書（登記官認証印）又は複写したもの
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(様式第8号)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

官民境界確認済線の確認について

年 月 日付で申請のあった件について、別紙添付図面に表示された境界朱線は、(年 月 日付 第 号の境界確認・不動産登記法第14条第1項地図成果)により確認済みである官民境界を復元したものであることを確認します。

記

1. 申請にかかる土地の表示

- (1) 所在地
- (2) 地 目
- (3) 地 積

(様式第9号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長
(課 扱 い)

法定外公共物（里道・水路）と隣接地との境界確認協議書について（回答）

年 月 日付で申請のあった法定外公共物と下記土地との境界については、別紙
図面（朱線）のとおりであることを回答いたします。

記

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (公簿) m ²	備 考

(様式第10号)

隣接地承諾願

年 月 日

中予地方局長 様

松山市長

(課 扱 い)

下記の法定外公共物（里道，水路）と隣接する県管理地について，隣接地の承諾を交付願います。

記

イ) 松山市所有法定外公共物

松山市 町 番 地先

ロ) 愛媛県管理地

松山市 町 番 地先

(様式第11号)

隣 接 地 承 諾 願

年 月 日

松山市長

住 所

氏 名

連絡先 職氏名
電話番号

下記の法定外公共物（里道，水路）と隣接する国管理地について，隣接地の承諾を交付願います。

記

ハ) 松山市所有法定外公共物

松山市 町 番 地先

ニ) 国管理地

松山市 町 番 地先

松（ ）第 号
年 月 日

上記事項について，別紙図面（平面図，断面図）のとおり承諾する。

松山市長

(様式第12号)

年 月 日

松山市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 () _____

法定外公共物にかかる機能の有無について

下記の法定外公共物について、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく譲与の対象でないことの証明が必要なので、証明書を交付願います。

記

1. 財産の所在地

松山市 地先 ～ 地先

2. 添付書類

位置図 2部

公図 2部

現場写真 1部

地元の承諾書 1部

(注) 位置図及び公図等(写)には土地境界確認申請をする場所、又は、払下げを受けようとする場所を明示すること。

(様式第13号)

年 月 日

様

松山市長

法定外公共物にかかる機能の有無について

年 月 日付けで証明依頼のあった下記の法定外公共物については、機能を喪失しており、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく譲与の対象でないことを証明いたします。

記

1. 財産の所在地

松山市 ～ 地先

2. 添付書類

位置図 1部 公図等(写) 1部

(様式第14号)

年 月 日

松山市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先 職氏名
電話番号

実印

法定外公共物（里道・水路）の用途廃止について（申請）

標記のことについて、下記財産の用途を廃止されるよう申請いたします。

記

1. 用途を廃止しようとする財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 地 目 (台 帳)
(現 況)
- (3) 地 積 (台 帳) 平方メートル
(実測面積) 平方メートル

2. 用途を廃止しようとする理由

3. 用途を廃止後の処分方法

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②平面図，丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上）
 - ③承諾書（地元機能管理者，用途廃止しようとする財産に接する土地所有者）
路線の一部廃止の場合は，路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし，起点終点が公道に接続している場合とする。
 - ④申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書，登記要約書等
 - ⑤現況写真その他参考資料（土地利用計画書又は計画図等）
 - ⑥境界確認協議書の写し
 - ⑦印鑑証明書
 - ⑧その他市長が必要と認める書類

(様式第15号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物（里道・水路）の用途廃止について

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の用途廃止については、下記のとおり承認します。

なお、払下等につきましては、松山市法定外公共物処分規則の規定により、手続き願います。

記

1. 用途廃止財産の表示

(1) 所在地

(2) 地 目

(3) 地 積

(様式第16号)

年 月 日

松山市長

申請者	住 所	
	氏 名	実印
連絡先	職氏名	
	電話番号	

寄 付 申 込 書

下記により，私所有の財産を法定外公共物（ ）として寄付したいので，受納願います。

記

1. 寄付をしようとする財産の表示

(1) 土 地

①所在地

②地 目 (台 帳)

(現 況)

③地 積 (台 帳)

平方メートル

(実測面積)

平方メートル

④工作物

2. 寄付をしようとする理由

3. 寄付する場合の要件

- ①寄付財産に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ②寄付財産の分筆登記が完了していること。
- ③寄付する財産に係る所有権登記以外は，寄付申込者の負担とする。

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②寄付しようとする施設の平面図，丈量図
(縮尺1/250以上)，断面図(縮尺1/50以上)
 - ③寄付財産の全部事項証明書
 - ④登記承諾書
 - ⑤寄付の印鑑証明書(用途廃止申請時に添付の場合は不要)
 - ⑥現況写真
 - ⑦寄付申込者が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
 - ⑧地元機能管理者がその施設に関して，機能管理を行う旨の承諾書
 - ⑨その他市長が必要と認める書類

(様式第16号の1)

年 月 日

松山市長

申請者	住 所	
	氏 名	実印
連絡先	職氏名	
	電話番号	

寄 付 申 込 書

下記により、私所有の財産を法定外公共物（ ）として寄付したいので、受納願います。

また、申請土地の境界を確認するにあたり、境界確認協議の必要性を有する場合には、申請等に関する一切の権限を松山市長に委任します。

記

1. 寄付をしようとする財産の表示

(1) 土 地

①所在地

②地 目 (台 帳)
(現 況)

③地 積 (台 帳) 平方メートル
(実測面積) 平方メートル

④工作物

2. 寄付をしようとする理由

3. 寄付する場合の要件

- ①寄付財産に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ②寄付する財産に係る所有権登記以外は、寄付申込者の負担とする。
- ③後退後の民地側には構造物を設置し、寄付後の官民を明確にすること。

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②寄付しようとする施設の平面図，丈量図
(縮尺1/250以上)，断面図(縮尺1/50以上)
 - ③寄付財産の全部事項証明書
 - ④登記承諾書
 - ⑤寄付の印鑑証明書(用途廃止申請時に添付の場合は不要)
 - ⑥現況写真
 - ⑦寄付申込者が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
 - ⑧用途廃止財産の代替施設として設置の場合においては，地元機能管理者がその
代替施設に関して，機能管理を行う旨の承諾書
 - ⑨その他市長が必要と認める書類

(様式第17号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

受 納 書

年 月 日付けで申込みのあった市有財産に係る下記土地()の寄付につきましては、松山市への所有権移転登記が完了しましたので、ご報告を申し上げます。

記

寄付を受ける土地の表示

所 在	地 番	地 目	公 簿 面 積 (m^2)	寄 付 を 受 け る 実 測 面 積 (m^2)	寄 付 を 受 け る 土 地 の 内 訳	
					里 道	水 路
計				m^2	m^2	m^2

(様式第17号の1)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

受 納 書

年 月 日付けで申込みのあった市有財産に係る下記土地()の寄付につきましては、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱第8条に伴う松山市への所有権移転登記が完了しましたので、ご報告を申し上げます。

記

寄付を受ける土地の表示

松山市 町

(様式第18号)

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名
連絡先 職氏名
電話番号

法定外公共物（里道・水路）の用途変更について（申請）

標記のことについて、下記のとおり用途変更されるよう申請します。

記

1. 用途を変更しようとする財産の表示

(1) 所在及び地番

(2) 地 目 (台 帳)

(現 況)

(3) 地 積 (台 帳)

m²

(実 測)

m²

(4) 用途変更後の地目

2. 用途変更しようとする理由

3. その他参考となる事項

(添付書類)

- ①位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ②法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ③丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- ④地元機能管理者の承諾書
- ⑤隣接土地所有者の承諾書
- ⑥畝順帳等による幅員証明書（地元機能管理者）
- ⑦関係する土地の全部事項証明書等
- ⑧現況写真，その他参考資料

(様式第19号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物（里道・水路）の用途変更について

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の用途変更については、下記のとおり承認します。

記

1 用途を変更しようとする財産の表示

(1) 所在及び地番

(2) 地 目

(3) 地 積

2 用途変更後の地目

3 条 件

- 1 路面の維持補修を行うこと。
- 2 工作物を設置しないこと。
- 3 境界を明らかにしておくこと。

(様式第20号)

年 月 日

松山市長

開発行為申請者 住 所
氏 名
連絡先 職氏名
電話番号

都市計画法第32条の規定の基づく同意申請書

標記のことについて、下記により松山市所有の法定外公共物を開発区域に含めること及び新たに設置する公共施設のうち、これの代替施設を市有財産とすることについて同意されるよう都市計画法第32条の規定に基づき申請します。

記

開発行為場所					
開発行為の目的					
開発区域面積					
工 期					
松山市所有の法定外公共物	所在				
	面積	道路 水路	m ² m ²	その他 計	m ² m ²
新たに設置し、松山市に帰属することとなる公共施設	所在				
	面積	道路 水路	m ² m ²	その他 計	m ² m ²

(添付書類)

- ①管理予定者との協議経過書
- ②位置図及び法務局公図の写し
- ③平面図，丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上）

④承諾書

【法第40条第1項の相互帰属の場合】

- ・地元機能管理者（用途廃止及び代替施設に関して機能管理を行う旨の承諾）
- ・用途廃止しようとする財産に接する土地所有者
- ・路線の一部用途廃止の場合は，路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし，起点終点が公道に接続している場合とする。

【法第40条第2項の帰属の場合】

- ・地元機能管理者（帰属する施設に関して機能管理を行う旨の承諾）

【法定外公共物の一部を将来松山市が管理する施設に含めて開発する場合】

- ・地元機能管理者

- ⑤ 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書
- ⑥ 申請人が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
- ⑦ 申請地にかかる売買契約書等の写し
- ⑧境界確認協議書の写し
- ⑨現況写真
- ⑩開発行為に関する事前協議資料の写し（同意書，事前協議書，公共施設等概要書）
- ⑪その他市長が必要と認める資料

(様式第21号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

都市計画法第32条の規定に基づく同意について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、申請のとおり同意します。

記

開発行為場所の表示

(様式第22号)

公共用財産の帰属申請書

年 月 日

松山市長

申請者 住 所

氏 名 実印

連絡先 職氏名
電話番号

年 月 日付松（建指）第 号をもって許可を受けた開発行為が完了しましたので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、年 月 日付松（ ）第 号で同意を得た下記公共用財産を同法第40条第 項の規定により貴市に帰属しますので、関係書類を添えて申請いたします。

寄 附 土 地 の 表 示					
所 在	地 番	地 目	登記簿面積	寄附面積	所 有 者

(添付書類)

- ①公図
- ②住宅地図
- ③登記承諾書
- ④印鑑証明書
- ⑤法人登記簿等
- ⑥開発区域図
- ⑦松山市へ帰属部分の土地全部事項証明
- ⑧申請者表示登記用 地積測量図

(様式第23号)

公共用財産の管理引継ぎ申請書

年 月 日

松山市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付松（建指）第 号をもって許可を受けた開発行為が完了しましたので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、年 月 日付松（ ）第 号で同意を得た開発区域内の（公共用財産）を同法第39条の規定に基づき管理の引継ぎいたしたいので申請します。

(様式第 2 4 号)

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名
連絡先 職氏名
電話番号

道路の位置指定に伴う法定外公共物（里道）の併用について（申請）

標記のことについて下記の法定外公共物である里道を指定道路敷地を含めたいので、調査のうえ承認されるよう申請いたします。

記

1. 申請にかかる財産の表示

(1) 所在及び地番

(2) 地 目 (台 帳)
(現 況)

(3) 地 積 (台 帳) m^2
(実 測) m^2

2. 申請の理由

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けたいため

3. その他参考となる事項

(添付書類)

- ①位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ②法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ③丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上とし，新旧構造を併記すること。）
- ④地元機能管理者の承諾書
- ⑤隣接土地所有者の承諾書
- ⑥境界確認協議書の写し
- ⑦関係する土地の全部事項証明書及び要約書等
- ⑧現況写真
- ⑨その他参考資料

(様式第25号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

道路の位置指定に伴う法定外公共物（里道）の併用について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記の条件を付して承認します。

記

1. 里道併用場所

2. 里道併用面積

m²

3. 条件

- (1) 併用範囲内の路面及び位置指定道路に関わる構造物の維持補修を行うこと。
- (2) 承認していない工作物を設置しないこと。
- (3) 松山市は併用範囲内に設置される位置指定道路に関わる構造物の所有権を保有しない。

(様式第26号)

法定外公共物（ ）工事施工願

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名
連絡先 職氏名
電話番号

次のとおり松山市所有の法定外公共物（ ）を工事施工したいので、別紙関係書類を添えて申請します。

施工箇所	松山市 町 丁目 番地先
施工区域	別紙図面のとおり 長さ m 幅 m m ²
目的	
工作物又は施設の構造	
工事実施方法	
工事施工期間	承認日から ヶ月以内

(添付書類)

- ①誓約書
- ②位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ③法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ④平面図・断面図等
- ⑤地元機能管理者の承諾書
- ⑥関係する隣接土地所有者等の承諾書
- ⑦畝順帳等の幅員証明書（地元機能管理者）
- ⑧関係する土地の全部事項証明書及び要約書等
- ⑨現況写真
- ⑩その他の参考資料

誓 約 書

1. 法定外公共物工事承認を得た申請内容及び承認条件と相違した工事を行いません。
2. 工事中における里道の利用，水路の流水等が阻害されないよう措置を講じます。
3. 既設使用物件が埋設されている付近を掘削するときは，十分に注意し，必要な措置を講じます。
4. 工事により紛議が生じたときは，申請者の責任において紛議を解決します。
5. 工事完成検査において，松山市が管理上支障があると判断し，当該施設の改修を命じた場合は，直ちに松山市の指導のもと自費にて手直しします。

年 月 日

松山市長

申 請 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(様式第27号)

法定外公共物（ ）工事承認書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

年 月 日出願の工事については、次の条件を付して承認する。

1. 工事場所	松山市	地先
で願書に添付の記載する区域内とする。		
2. 工事面積		
3. 工事目的		
4. 工事期間	承認日から	年 月 日
5. 承認条件	<ul style="list-style-type: none">・承認を得た申請内容及び承認条件と相違した工事をしてはならない。・工事における里道の利用、水路の流水等が阻害されない措置を講じること。・既設使用物件が埋設されている付近を掘削するときは、十分に注意し、必要な処置を講じること。・工事により紛議を生じたときは、申請人の責任において紛議を解決しなければならない。・工事完成後は工事完成届及び工事写真を提出し完成検査を受けなければならない。なお、検査において、松山市が管理上支障があると判断し、当該施設の改修を命じた場合は、直ちに松山市の指導のもと申請人の負担にて手直しし、再検査を受けること。・工事完成後、提出する工事写真は法定外公共物工事施工承認写真撮影要領に従って撮影すること。	

年 月 日

松山市長

工 事 完 成 届

申請者
住 所
氏 名
連絡先
職氏名
電話番号

下記のとおり完成しましたので、ここに報告いたします。

1. 承認年月日, 番号 年 月 日 松 () 第 号

2. 工 事 場 所

3. 工 事 箇 所

4. 工 期 着 手 年 月 日
竣 工 年 月 日

5. 完 成 検 査 日 年 月 日
及 び 担 当 者 担当課 課 検査員 印

(様式第28号)

年 月 日

松山市長

(〇〇土地改良区設置申請人代表)

(事業主体代表) 住 所

(〇〇土地改良区理事長)

氏 名

法定外公共物の土地改良事業施行地区編入承認申請書

(土地改良区を新たに設立して土地改良事業を施行する場合)

このたび、〇〇土地改良区の設立にあたり、貴職の管理している土地を含めて土地改良区の地区となるべき一定の地域を定めたいので承認されるよう土地改良事業計画概要書（および計画概要図）を添えて下記のとおり申請します。

(土地改良区以外の事業主体が土地改良事業を新たに施行する場合)

このたび、〇〇（事業主体）が××（土地改良）事業を実施するにあたり、貴職が管理している土地を含めて事業の施行に係る地域を定めたいので承認されるよう、土地改良事業計画概要書（および設計概要図）を添えて下記のとおり申請します。

(土地改良区が土地改良事業の計画変更により新たに市有地をその事業の施行に係る地域に含める場合)

このたび、〇〇土地改良区が行なう〇〇（土地改良）事業計画を変更するにあたり、貴職が管理する土地を含めて新たに変更後の土地改良事業の施行に係る地域を定めたいので、承認されるよう土地改良事業計画概要書（および計画概要図）を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 地区編入を必要とする土地

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備 考

2. 地区編入を必要とする理由

(添附資料) 関係図面等

(換地計画を伴う事業の場合)

3. 市の所有権が消滅する土地 (土地改良法第54条の2第7項)

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備考

4. 市に帰属する土地 (土地改良法第54条の2第6項)

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備考

(記載上留意すべき事項)

- (1) 「地番又は称号」欄は、地番がない場合には、その土地の俗称等の称号を記載する。
- (2) 「地目」欄には、当該土地に存する公共施設の種類を貯水池、水路、道路堤防等と記載する。
- (3) 「数量」欄には、地目欄に記載した公共施設ごとの数量(延長、幅員等)を記載する。

(添付書類)

1. 位置図(該当地を赤色で表示のこと。)
2. 法務局公図の写し、(里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示すること。)
3. 土地区画整理事業計画概要書
4. 新旧対照実測平面図
5. 丈量求積図(縮尺1/250以上)及び横断面図(縮尺1/50以上)
6. 代替施設に係る土地の全部事項証明書
7. 農業委員会の意見書
8. 利害関係人(土地改良区、水利組合等)の意見書
9. 畝順帳等による公共物財産記載事項(幅員等の確認)
10. 現況写真
11. その他参考資料

(様式第29号)

年 月 日

松山市長

土地区画整理事業
施 行 者

（ 担当者
電 話 ）

法定外公共物の土地区画整理事業施行地区編入協議書

土地区画整理事業の施行のため、松山市所有の法定外公共物を次のとおり編入したいので、協議したく申請します。

記

1. 地区編入を必要とする土地

所 在	地 目	数 量		地 積
		延 長	幅 員	
				・ m ²
				・ m ²
計				・ m ²

2. 換地計画により松山市に帰属する土地

所 在	地 目	数 量		地 積
		延 長	幅 員	
				・ m ²
				・ m ²
計				・ m ²

3. 土地区画整理事業名

(添付書類)

1. 位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
2. 法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
3. 土地区画整理事業計画概要書
4. 新旧対照実測平面図
5. 丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上）
6. 代替施設に係る土地の全部事項証明書
7. 農業委員会の意見書
8. 利害関係人（土地改良区，水利組合等）の意見書
9. 畝順帳等による公共用財産記載事項（幅員等の確認）
10. 現況写真
11. その他の参考資料

(様式第30号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物地区編入承認書

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり法定外公共物を（土地改良事業・土地区画整理事業）の施行地区に編入することを承認します。

記

1 地区編入をする市有地の面積

(市の所有権が消滅する土地の面積)

道路 m^2

水路 m^2

合計 m^2

2 市に帰属する土地の面積

道路 m^2

水路 m^2

合計 m^2

(別記様式第1号)

委 任 状

受任者
住 所

氏 名

委任者 は受任者 に対し、下記1の私所有
の土地における下記2の権限を委任します。

記

1 土地の表示

2 委任する権限

- ・ 境界確認申請及び境界確認協議に関する一切の権限
- ・ 境界確認申請に伴う現地立会に関する一切の権限

年 月 日

松山市長

委任者 住 所

氏 名

印

(作成上の留意事項)
必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別記様式第2号)

年 月 日

申 出 書

申出者 住 所

氏 名

職印

松山市 町 番地先法定外公共物との境界確認申請をす
るにあたり、下記地番の境界確認書の写しについて、貸出し下さいま
すようお願いいたします。

なお、貸出しされた境界確認書の写しは、境界確認業務以外には使
用せず、立会後はすみやかに返却いたします。

記

町 名	地 番

(別記様式第3号)

承 諾 書

下記申請土地と法定外公共物との境界確認協議に伴い、隣接土地・対面地土地所有者として、別紙図面（平面図，断面図等）のとおり，承諾します。

申請地	松山市 町 番
-----	---------

申請者	住所
	氏名

立会・作成者	住所	氏名	職印
	土地家屋調査士等		

記

関係土地所有者

所在，地番	住所，氏名	申請者との関係	立会年月日
			承諾年月日
		隣接地 対面地 印	

承諾書，平面図，断面図と割印

図面作成年月日 年 月 日

(別記様式第4号)

年 月 日

松山市長

連絡先

職氏名

電話番号 (

職印

)

境界確認協議遅延理由書

年 月 日付 境界確認協議申請につきましては、下記の理由により、補正書類等の作成が遅延しています。

つきましては、下記の期日までに補正書類等を提出いたしますので、不調扱いとなる期日の延長を願います。

なお、延長した期日を超過することがあれば、不調扱いとすることを了承します。

記

1. 申請人

2. 申請地
松山市

3. 遅延理由

4. 期日

年 月 日